

製品開発支援事業実施要綱

（事業の目的）

第1条 この要綱は、道央地域（苫小牧市、千歳市、恵庭市及び安平町）における中小企業等が、地域技術の応用による製品化及び商品化を行う事業、地域の資源を活用した新製品並びに新商品の開発事業等に対し、その経費の一部を助成することにより、地域企業等の支援を図ることを目的とする。

（対象事業及び対象者等）

第2条 助成の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- （1） 製品開発助成事業
- （2） 地域資源活用助成事業

2 助成事業の対象者、対象事業、対象経費、助成内容は、別表のとおりとする。

（申請）

第3条 助成を受けようとする者は、理事長が定める日までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。なお、対象事業は、2月末日までに完了しなければならない。

- （1） 製品開発支援事業申請書（様式第1号）
- （2） 事業計画書（様式第2号）
- （3） 申請者の概要（様式第3号）

（審査及び決定）

第4条 理事長は、前条の申請書等を受理したときは、技術審査委員会の審議を経て助成事業の採択及び助成額を決定するものとする。なお、第2条第1項の第2号に定める事業にあつては、技術審査委員会の審議を経ず助成事業の採択及び助成額の決定を行うことができるものとする。

（審査結果の通知及び採択事業の公表）

第5条 理事長は、前条の規定により採択とした場合、当該申請者（以下「助成対象者」という。）に製品開発支援事業決定通知書（様式第4号）により通知し、不採択とした場合、製品開発支援事業不採択通知書（様式第4号の2）を通知するものとする。なお、採択した事業については、事業名等を公表するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 助成対象者は、事業採択後に対象事業の内容に変更が生じた場合、速やかに当財団に報告するとともに、事業計画変更承認申請書（様式第5号）を理事長に提出するものとし、理事長は、その内容を確認し、助成対象者に事業計画変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項で規定する理事長の承認が必要な場合を次のとおりとする。

- （1） 対象事業の内容に変更が必要となった場合
- （2） 対象事業を中止又は廃止する場合
- （3） 対象事業が予定期間内に完了しない場合
- （4） 対象事業の遂行が困難となった場合
- （5） その他必要が生じた場合

（報告）

第7条 助成対象者は、対象事業が完了したとき、対象経費として支出したものの証拠書類の写し

等を添え、速やかに事業完了報告書(様式第7号)を理事長に提出するものとする。

(助成額の確定及び交付)

第8条 理事長は、対象事業の完了報告書の提出を受け、次の内容を審査(現地調査を含む。)のうえ、助成決定の内容に適合していると認めたときは、助成額を確定し、当該助成対象者に製品開発支援事業確定通知書(様式第8号)を通知するものとする。

(1) 対象事業の成果及び実績

(2) 対象事業の実施に伴い支出した経費の助成条件との適否

2 確定した助成額は、確定通知書を交付した日から30日以内に支払うものとする。

(決定の取消し)

第9条 理事長は、助成の決定をした内容と事実が相違する、又はこれに付した条件を満たしていないときは、助成額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成額の確定があった後においても適用するものとする。

(対象事業の経理)

第10条 助成対象者は、対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	製品開発助成事業	地域資源活用助成事業
対象者	地域の中小企業等（注1）とし、地域資源活用助成事業にあつては、同地域の農林水産業者も対象とする	
対象事業	①産業化への応用等の開発事業（商品・デザイン開発、情報収集） ②市場化への可能性等の開発事業（市場拡大） ③その他理事長が特に認める事業	①地域の資源を活用した新製品、新商品の開発 （農・畜産資源、林産資源、水産資源、地下資源等の活用ほか生産から加工・製造開発事業を含む） ②その他理事長が特に認める事業
助成内容	助成限度額 50万円 助成割合 10分の10以内	助成限度額 20万円 助成割合 10分の10以内

事業区分	製品開発助成事業	地域資源活用助成事業
助成対象経費（定義及び基準）	原材料費	試作品の開発に必要な原材料の購入に要する経費
	副資材費	試作品の開発に必要な副資材の購入に要する経費
	機械装置費	機械装置等（専ら助成事業のために使用される機械・装置・工具・器具＜測定工具・検査工具＞及び機械装置等に必要な専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、それに伴う改良・修繕又は据付に要する経費 ※申請額の概ね30%以内（備品費を含む。）
	備品費	取得時の購入価格が5万円以上で、かつ耐用年数が3年以上の物品 ※申請額の概ね20%以内（注2）
	外注加工費	試作品の開発に必要な原材料等の再加工・設計を外注・依頼等を行う場合に要する経費
	技術指導費	本事業遂行のために必要な専門的及び技術的な指導を受ける場合に要する経費
	委託費	外部の機関に試作品等の一部を委託する場合の経費。 ※外部の機関とは、技術的課題を解決するうえで専門的な見地から有効な解決方策を提案・支援することが出来る者（国及び地方公共団体が設置する試験研究機関・大学、高等専門学校等の高等教育機関・財団法人、社団法人及び地方公共団体が出資を行っている法人等）とする。
	分析依頼費	試作品の開発に必要な原材料等の分析・検査等を行う場合に要する経費
	情報収集費	事業遂行にあたり市場等への情報収集及び資料の収集に要する経費 ※先進地視察に要する旅費については国内1泊2日の範囲で2名分までとする。

デザイン 開 発 費	専門家からの商品のパッケージ等、デザイン開発に要する経費
運 搬 費	運送業者への荷造り費及び運賃等
消 耗 品 費	消耗品や小額減価償却資産で耐用年数が1年未満のもの又は取得価額が5万円未満のもの
その他経費	その他理事長が特に必要と認める経費

(注1) 本事業の対象者に、みなし大企業は含まない。

(注2) 備品費については、製品開発等に必要な備品とし、必要に応じて理由書を提出させるものとする。

(注3) 以下の経費は助成対象外とする。

○人件費

○消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)等の公租公課

ただし、公共交通機関等の旅費の内税となっている消費税等については、対象経費として認める。

○助成決定前に発注、購入、契約又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの

○事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費

○電話代、インターネット利用料金、切手代等の通信費

○商品券等の金券

○文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

○飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用、試食会における会場借上費

○不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用

○税務申告、決算書作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

○本事業の申請書・計画書・完了報告書等の当財団に提出する書類作成・送付に係る費用

○収入印紙

○振込等手数料(代引手数料を含む。)

○各種保険料

○借入金などの支払利息及び遅延損害金

○連携体内の助成事業者の取引によるもの(機械装置の売買代金や賃借料等)

○汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費(事務用パソコン・プリンタ・文書作成などのソフト・タブレット端末・スマートフォン、デジタル複合機、カメラ及びビデオカメラ等)

○宣伝、販売を主目的とした経費(パンフレットやホームページ作成費用等)

○中古市場において、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費

○上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(注4) 経費の支払い方法は、銀行振込み又は現金払いとし、他の取引との相殺による支払い、手形による支払い、手形の裏書譲渡、小切手、債権譲渡(ファクタリング)による支払い、事業期間内に完了しない割賦による支払いは認められない。

(注5) 共同研究等による申請の場合、共同グループを構成する事業者からの物品の調達や当該企業への外注、委託等は認められない。

(注6) 助成事業は開発事業等に必要な経費を助成することを目的としており、販売等により利益を得ることは趣旨と異なることから、製作した試作品等の販売、売却は認めないものとする。
なお、販売により収入を得た場合には、決定した助成額よりその費用を減ずることとする。

(注7) 外注加工費、委託費については別表に定めるもの以外については認めないが、正当な理由がある場合はこの限りではない。